

## 令和9年 公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験、第Ⅱ回短答式試験及び論文式試験で使用する試験会場の公募について

近畿財務局では、毎年、公認会計士試験を実施しています。つきましては、令和9年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験、第Ⅱ回短答式試験及び論文式試験で使用するための試験会場を下記の内容で公募しますので、下記7.の応募要領に従ってご応募ください。

### 記

#### 1. 公募参加資格

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。
- ④ 当局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- ⑤ 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- ⑥ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- ⑦ 「5. 公募する施設(試験会場)の条件」に適合する施設を提供できる者であること。

#### 2. 試験実施日

##### ア 第Ⅰ回短答式試験

令和8年12月13日(日)の1日間

##### イ 第Ⅱ回短答式試験

令和9年5月23日(日)の1日間

##### ウ 論文式試験

令和9年8月20日(金)～22日(日)の3日間

※1 ア、イ、ウとともに試験日前日を試験実施のための準備作業日に予定し使用します。

※2 ア、イ、ウのいずれか1回のみの応募も可能です。

#### 3. 試験地

近畿財務局で実施する令和9年第Ⅰ回短答式試験、第Ⅱ回短答式試験及び論文式試験の「試験地」は、大阪府内です。(公認会計士試験規則第2条)

#### 4. 受験予定者数

受験予定者数はその年の申込状況により変動しますが、次の数字を目安としてください。  
実際の受験者数は試験の概ね1ヶ月前に確定します。

ア 令和9年第Ⅰ回短答式試験	3,900名
イ 令和9年第Ⅱ回短答式試験	3,300名
ウ 令和9年論文式試験	1,200名

試験会場の規模は、最終的に確定した受験予定者数によることとさせていただきます。受験予定者数の減少など、確定に伴い試験会場及び試験室をキャンセルさせていただく場合があります。（キャンセルについては無償で対応できること。）

#### 5. 公募する施設（試験会場）の条件

試験地である大阪府に所在する施設で、次の条件を具備している施設とします。

- ① 当局の入居する庁舎から自動車を利用して1時間程度以内の所要時間で到着する距離にあること。
- ② 収容可能人員等

原則として上記④の1.2倍以上の人員の収容を可能とし、複数の交通機関が利用可能で、最寄駅から会場まで徒歩可能な場所（10分程度）に立地し、かつ同一施設内の建物とします。

なお、収容可能人員は「③試験室の規模・規格等に基づく受験可能定員」により算出した人数とします。

- ③ 試験室の規模・規格等に基づく受験可能定員

試験室の規模・規格等に基づく受験可能定員は、下記ア、イの条件により算出のうえ、1室当たり50名以上を目安とし、マイクが使用できる設備が整っているものとし、試験官が受験者を十分監視できる環境とします。

ア カンニング等の不正行為を防止するため、受験者の配置は、隣の席との間隔を空けることとし、1～2人使用の机では1席を使用し、3人以上の連続した机の場合には、原則として両端2席及び受験者が隣接しないように間隔を1人分以上とて使用します。

※ 試験室の最前列は、答案用紙回収作業用として使用するので、受験者数のカウントには入れないこと。

イ 試験官が受験者1人1人に試験問題等を容易に配付、回収できる広さの通路を確保する必要があります。

- ④ 試験本部室・試験官控え室

試験会場内に、試験室とは別に、各試験官の打合せ、試験関係資料の配付・回収等を行うための試験本部室・試験官控え室を各々必要とします。この場合、収容可能定員が試験本部室は1室で定員150人以上、また、試験官控え室は複数の室数でもよいが短答式試験が定員200人以上、論文式試験が100人以上であることが必要となります。

また、試験実施本部室は施錠ができることに加え、黒板あるいはホワイトボード等が備

え付けられていることが必要となります。

なお、試験本部室が2階以上となる場合には、当該建物内にエレベーターがあることが必要となります。(受験者数の確定に伴い、必要とする試験本部室・試験官控え室の大きさが変わる場合があるが、当該変更については無償で対応できることが必要となります。)

⑤ 試験会場の環境

原則として、試験当日、同一建物内で他の団体（当該施設管理者を含む）が実施する各種試験等と競合しないことが必要となります。

また、試験当日、近隣で騒音を発生させる等試験の適正な実施に影響するようなイベント行事や工事等がないことが必要となります。

⑥ 利用時間

ア 第Ⅰ回短答式試験

試験前日：令和8年12月12日（土） 13：00頃～18：00頃

（試験室の準備及び施設内の誘導表示等に必要な時間）

試験当日：令和8年12月13日（日） 7：00頃～20：00頃

（試験及び準備や後片付け等に必要な時間）

イ 第Ⅱ回短答式試験

試験前日：令和9年5月22日（土） 13：00頃～18：00頃

（試験室の準備及び施設内の誘導表示等に必要な時間）

試験当日：令和9年5月23日（日） 7：00頃～20：00頃

（試験及び準備や後片付け等に必要な時間）

ウ 論文式試験

試験前日：令和9年8月19日（木） 13：00頃～18：00頃

（試験室の準備及び施設内の誘導表示等に必要な時間）

試験当日：令和9年8月20日（金）～22日（日） 7：00頃～19：30頃

（試験及び準備や後片付け等に必要な時間）

※ なお、前日の準備後は、他の団体等への貸出し等が行われず、設営状況が保持されている必要があります。

⑦ 空調設備

冷暖房措置が可能な施設とします。

⑧ 身体障害者への対応

車椅子を利用する者の受験が可能な設備等がある建物を有する施設とします。（身体障害者用のトイレがあること、机が車椅子を利用する者に対応していること等。試験室の位置によってはエレベーター、スロープ等があること。）

⑨ その他

- ・ 試験当日、地震、台風等の万一の事態には、借用時間の延長に応じられることが必要となります。
- ・ 空調設備等、施設のトラブルに対し、対応できる職員が試験当日に常駐していることが必要となります。

- ・ 試験室については窓があり停電時も十分採光が取れる施設であることが必要となります。  
但し、自家発電設備の使用等により停電への対応が可能な場合を除きます。
- ・ その他、公認会計士試験の適正かつ円滑な実施に支障を来す事情がないことが必要となります。

## 6. 施設使用に係る借料の支払条件

施設使用後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に指定金融機関の口座に振り込むものとします。

## 7. 応募要領

① 公募開始日：令和8年2月12日（木）

公募終了日：令和8年3月5日（木）（17:00必着）

② 応募方法

参加を希望する者は、次に掲げる申込先から関係書類を受け取り、内容を確認の上、上記5.に掲げる条件を満たす場合には提出期限までに公募申請書等必要書類を提出すること（簡易書留による提出可）。

ア. 「令和9年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験、第Ⅱ回短答式試験及び論文式試験で使用する試験会場の公募申請書」

イ. 「指名停止等に関する申出書」

ウ. 「誓約書」及び「役員等名簿」

エ. 申請者の概要が分かるもの（企業概要等）

オ. 受験者数についての収容（配席）案

カ. 上記収容案の場合の施設使用料を記載した見積書

〈見積書作成上の留意事項〉

① 会場使用料のほか、冷暖房使用料等の内訳及び施設使用料の総額（税込）を記載すること。

② 使用施設（試験会場）の平面図を添付すること。

キ. 施設使用料の単価表

ク. 試験会場としての貸与実績

### 【申込先】

〒540-8550

大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館

近畿財務局 理財部 理財第1課

電話：06-6949-6366

受付時間：9時から12時及び13時から16時30分（但し、閉庁日を除く）

## 8. 契約者の決定

- ① 公募申請書等の提出後、必要に応じて、電話による照会、追加資料の提出依頼および施設の見学等を行う場合があります。
- ② 審査の結果、上記5. に掲げる条件を具備していないと判断した場合は、応募を認めないことがあります。
- ③ 料金が周囲の一般的な施設（大学等）と比較して極端に高額な場合や、公正な取引の秩序を乱す恐れがある場合には、応募を認めないことがあります。
- ④ 複数の応募があった場合は、改めて一般競争入札等による選定を行うこととします。
- ⑤ 応募が一者であった場合は、見積書の提出を依頼し、会計法令の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で契約手続きを行うこととします。
- ⑥ 本件公募にかかる契約の締結については、令和8年度及び令和9年度予算が成立し、予算の執行が可能となることを条件とします。
- ⑦ 本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者及び、公募申請書又は提出資料に虚偽の記載をした者の申請書は無効とする。

## 9. その他

- ① 受注者への賠償責任等

受注者は、当該業務において受注者の故意または過失により被った当局等のすべての被害について、賠償責任を負うものとします。

また、受注者は、契約期間中はもとより契約期間終了後においても、当該業務において知りえた秘密を厳守しなければならず、本業務終了後についても同様とします。

- ② 定めのない事項について

この要領に定めのない事項については、当局担当職員との協議により決定することとします。

以上、公告します。

令和8年2月12日

支出負担行為担当官

近畿財務局総務部次長 平井毅一郎

別添

受付番号	
------	--

近畿財務局 御中

令和9年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験、第Ⅱ回短答式試験  
及び論文式試験で使用する試験会場の公募申請書

申請者	企業名・団体名			
	代表者役職・氏名			
	所在地			
	連絡担当者	氏名		
		役職		
		電話番号(代表・直通)		
	FAX番号			
応募内容	対象試験名			
	会場の名称			
	会場の所在地			
	当局からの距離			
	最寄り駅 (最寄り駅からの所要時間)			
	会場全体の受験可能定員(※)			
	使用可能試験室数			
	窓の有無	有	・	無
	利用料金 (利用料金がわかる資料で可)			

※1 「5 公募する施設(試験会場)の条件」の「③ 試験室の規模・規格」により算出することとします。

※2 会場の所在が分かる地図の添付をお願いします。